

しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん

障害者権利条約の批准と

しょうがいしゃきほんほう かいせい む

障害者基本法の改正に向けて

ほうじん

NPO法人

ちいきせいかつしえん

おおさか地域生活支援

りじちょう

ネットワーク理事長

きたのせいいち

北野誠一

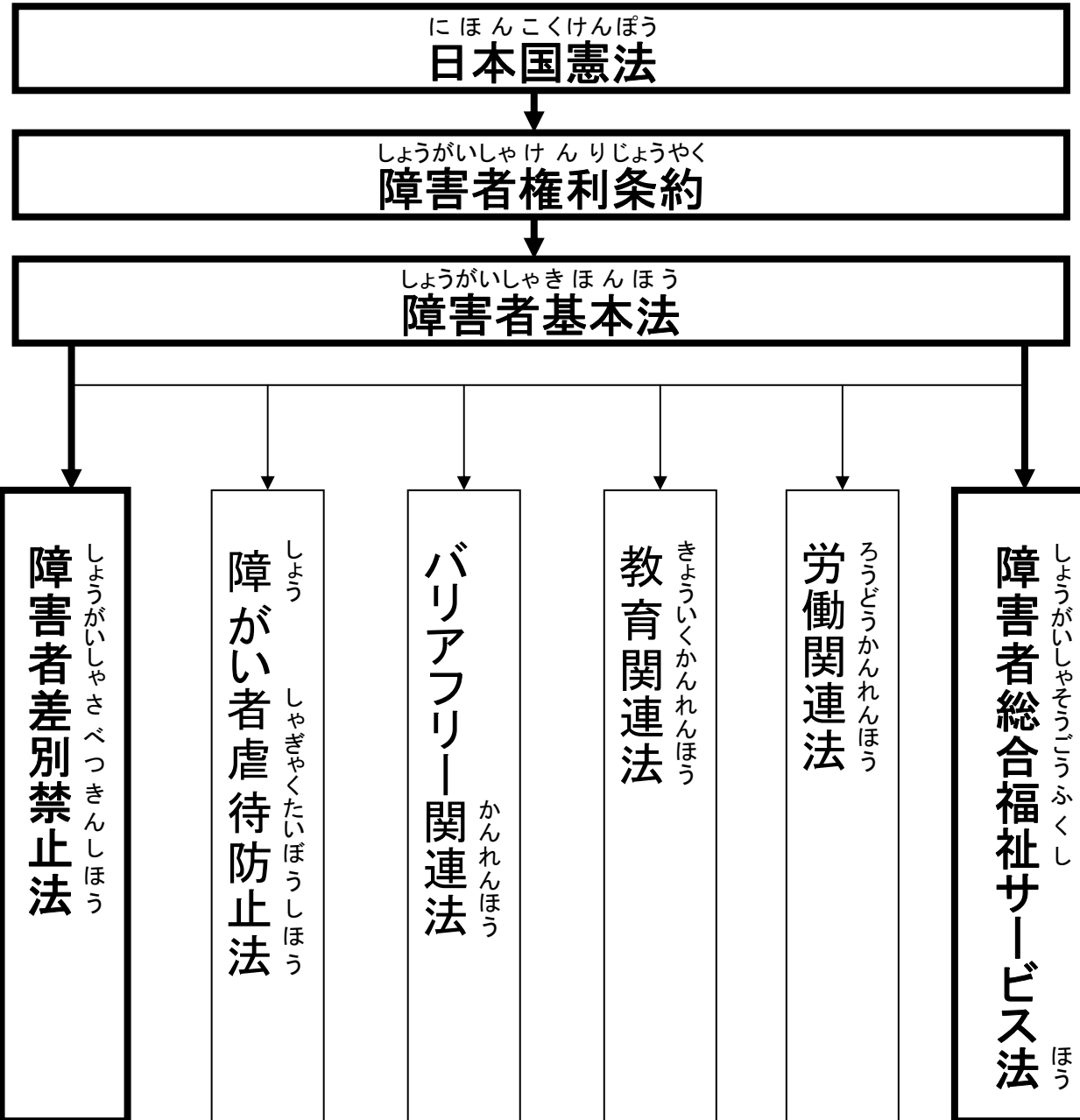
しょうがいしゃきほんほう

「障害者基本法」をどうするのか？1

- ず しょうがいしゃきほんほう けんぽうおよ しょうがいしゃ
・【図一1】にもあるように、障害者基本法は、憲法及び障害者
けんりじょうやく かくぶんやししょうがいしゃかんれんほうおよ さべつきんしかんれんほう
権利条約と、各分野障害者関連法及び差別禁止関連法との
あいだ と も いち
間を取り持つ位置にある。

- く に ほうたいけい しょうがいしゃけんり
・ ということは、わが国の法体系をふまえながら、障害者権利
じょうやく せいごうせい けんしょう しょうがいしゃきほんほう ぜんてい
条約との整合性を検証し、障害者基本法を前提として
しょうがいしゃけんりじょうやく み じょういほう しょうがいしゃけんり
障害者権利条約を見るのではなく、上位法である障害者権利
じょうやく ぜんてい しょうがいしゃきほんほう しゅうせい ぶぶん しゅうせい
条約を前提として、障害者基本法の修正すべき部分は修正
た ぶぶん ほそく いがい
し、足りない部分は補足する以外にない。

【 第 4 部 2 章 の 図 - 1 】



【図 - 1】

しょうがいしゃきほんほう 「障害者基本法」をどうするのか？2

- ・ では、それを何時やるのか？
- ・ ひとつは、各分野障害者関連法及び差別禁止関連法を、創出及び改正しておいて、それをふまえて、障害者基本法を改正・補足する方法である。
- ・ もう一つは、あらかじめ、全体的な改革の方向性を示す意味でも、障害者基本法をまず改正・補足しておいて、それをふまえて、各分野障害者関連法及び差別禁止関連法を、創出及び改正する方法である。
- ・ ここでは、両者の利点を取り、かつ障害者基本法の改正年度のこと

もあり、^{しょうがいしゃ けんり じょうやく}障害者権利条約をふまえて、^{おおわく しょうがいしゃ}まずは、大枠で障害者
^{きほんほう かいてい ほそく ご かくぶん やしょうがいしゃかんれんほうおよ さべつ}基本法を改定・補足し、その後の各分野障害者関連法及び差別
^{きんしかんれんほう そうしゅつおよ かいせい そご ぶぶん}禁止関連法を、創出及び改正しておいて、もし齟齬をきたす部分
^{さいどきほんほう しゅうせい ほうほう のぞ}がでてくれば、再度基本法を修正する方法をとることが望ましいと
^{かんが}考える。

めいしょう その名称をどうするのか？

- ・ なかみ かいせい ほそく
その中身の改正・補足をふまえて、
- ・ しょうがいしゃ けんり しえん かん きほんほう
「障害者の権利と支援に関する基本法」でどうか。
- ・ ず しょうがいしゃ そうごう ふくしほう とう かくぶん やべつ ほう
【図一】にもあるように、「障害者総合福祉法」等の各分野別の法
- ・ そうしゅつ かいせい しょうがいしゃ さべつ きんしほう とう けんりほう そうしゅつ ぜんたい
の創出・改正と「障害者差別禁止法」等の権利法の創出の全体の
- ・ きほん ほうりつ こんきよ
基本となる法律であるのがその根拠である。

「差別禁止法」と「総合福祉法」との関連は？

- ・「差別禁止法」は、障害者が権利の主体であり、その権利の侵害は救済されるべき差別であることを、社会生活の各分野（教育・就労・余暇・消費生活・移動交通・医療・福祉・政治・宗教等）であきらかにする法律であり、
- ・「総合福祉法」は、障害者が社会の一般的な諸活動に普通に参加・参画するに当たって必要な支援・サービスを、国及び自治体に義務付ける法律である。
- ・この両者が相まって、障害者が他の市民と同等に健康的で文化的な市民生活を享受できるのであり、かかるインクルーシブな共生社会の創造が、障害者権利条約批准の目的である。

しょうがいしゃ けんり しえん かん きほんほう 「障害者の権利と支援に関する基本法」

どこ かいせい の何処を改正すべきか？①

- だい じょう だい じょう しょうがいしゃ た しみん おな しゃかいせいかつ さんか
第1条(第4条)では、障害者が他の市民と同じ社会生活に参加・
さんかく けんりしゅたい くに じちたい ひつよう しえん
参画する権利主体であり、国・自治体はそのために必要な支援に
かん せきむ お めいかく
関する責務を負うことを明確にする
- だい じょう た しょうがいしゃかんれん ほうき じゅんきよ しょうがい いっぱんてき
第2条では、他の障害者関連法規が準拠すべき障害の一般的
ていぎ しゃかいかんけい めいかく
定義(社会関係モデル)を明確にする
- だい じょう さべつ いっぱんてきていぎ ちよくせつさべつ かんせつさべつ ごうりてき
第3条では、差別の一般的定義(直接差別・間接差別・合理的
はいりよけつじょ めいかく かくしゃかいせいかつぶんや さべつ ていぎ きゅうさい
配慮欠如)を明確にし、各社会生活分野ごとの差別の定義と救済
かん しょうがいしゃさべつきんしほう よる めいかく
に関しては「障害者差別禁止法」に拠ることを明確にする

なお、2の「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。」

は「他の市民の同様に、あらゆる分野の活動に参加・参画する
権利を有する。」に変える。

- ・ 第5条では、障害者も同じ市民として、相互に理解と支援を創造する連帯の主体であることを明確にする

しょうがいしゃ けんり しえん かん きほんほう 「障害者の権利と支援に関する基本法」

どこ かいせい の何処を改正すべきか？②

- だい じょう しょうがいしゃ ほんにん きぼう ちいきしゃかい じりつ
第8条では、すべての障害者が、本人の希望する地域社会で自立
せいかつ いとな けんり ゆう めいかく
した生活を営む権利を有することを明確にする
- だい じょう だい じょう もくてき そく くに およ じちたい しょうがいしゃ ちょうき
第9条では第1条の目的に則した国及び自治体の障害者長期
けいかく ぎむづ じちたい ちいきじりつしえんきょうぎかい
計画を義務付け、自治体の地域自立支援協議会に、そのモニタリ
とう ぎむづ
ング等を義務付ける
- だいにしょう いこう、 かくしゃかいせいかつ ぶんや しょうがいしゃ しゃかいさんか
第二章以降は、各社会生活の分野ごとに、障害者の社会参加・
さんかく けんりせい くに じちたい しえん せきむ めいかく
参画の権利性と、国・自治体の支援の責務を明確にすることによっ
しょうがいしゃ さべつ きんしほう ちゅうしん けんりほう たいけい しょうがいしゃ
て、「障害者差別禁止法」を中心とした「権利法」体系と、「障害者
そうごうふくしほう ちゅうしん しえんほう たいけい こんきよづ
総合福祉法」を中心とした「支援法」体系を根拠付ける

しょうがいしゃ けんり しえん かん きほんほう 「障害者の権利と支援に関する基本法」

ど こ かいせい の何処を改正すべきか？③

- しょうがいしゃ けんり じょうやく じょう こくない きかん
・ 障害者権利条約の33条の国内におけるモニタリング機関は、
こくれん ほうこく くに かんこく きかん しょうがいしゃ きほんほう めいかく
国連に報告し、国に勧告する機関としては、障害者基本法に明確
いち とも
に位置づけると共に
- とどうふけん かくしゅさべつ かん ぎょうせい が たきゅうさい きかん およ
・ 都道府県レベルでの、各種差別に関する行政型救済機関及び
じちたい けんりようごしえんきかん さべつ きんしほう ぎゃくたいぼうしほう
自治体レベルでの権利擁護支援機関は差別禁止法と虐待防止法
いち
で位置づける
- とく とうじしゃ かつどう ほんにん かつどう じりつ せい かつ かつどう かくしゅ
・ 特に当事者活動である本人活動や自立生活センター活動や各種
かつどうとう たい しみん てきり かい かんしん けいはつ
セルフヘルプグループ活動等に対する市民的理解・関心を啓発す

とも ひろ こくない こくさいてき けんりようごかつどう
る共に、広く国内や国際的な権利擁護活動やエンパワーメント
かつどう ざいせいてきおよ しゃかいてき きばん ていきょう
活動に財政的及び社会的な基盤を提供する

【図1】日本の「障害者差別禁止法」に向けた取り組みの全体像

